

2受文庁第1071号

独立行政法人国立文化財機構理事長

令和2年7月29日付け独法文決第9-1号で提出のあった令和元年度（第13期事業年度）財務諸表について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第1項の規定に基づき承認します。

なお、利益の処分に関する書類については、令和2年11月25日で提出のあったものとします。

令和3年1月21日

文部科学大臣

萩生田光一

（公印省略）